

ショートステイサービス南清苑重要事項説明書  
介護予防ショートステイサービス南清苑重要事項説明書

(令和7年11月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0438-30-9611

担 当 相談室 松井 渚

2. ショートステイサービス南清苑、介護予防ショートステイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	ショートステイサービス南清苑
所在地	木更津市中尾 623-1
介護保険指定番号	1271100222 千葉県

(2) 当センターの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	社会福祉主事	1名		1名
生活相談員	社会福祉主事	2名以上		2名以上
栄養士	管理栄養士	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上		2名以上
事務職員		2名以上		2名以上
介護・看護職員		常 勤	非常勤	計
看護師	准看護師	5名以上	2名以上	7名以上
介護員	介護福祉士等	18名以上	14名以上	32名以上

(3) 当施設の設備の概要

定 員	16名	静養室	1室	
居室	4人部屋	5名	医務室	1室
	個室	11名	相談コーナー	5室
食 堂	各フロアに1つ			
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります			



サービス提供体制強化加算Ⅲ（6単位／日）、夜勤職員配置加算Ⅰ（13単位／日）看護体制加算Ⅲ－1（12単位／日）を加算させていただきます。  
送迎をご利用の場合、片道184単位を加算させていただきます。

処遇改善加算Ⅱ(13.6%)を加算させていただきます。

②食費・滞在費

基準費用額(4段階)内訳 朝食 400円 昼食 650円 夕食 550円 おやつ 50円  
※朝、昼、夕に主食をパンに変更する場合は一食につき 70円別途で頂きます。

「負担限度額認定証」をお持ちの方に関しては、下記に記載された金額の請求となります。

1日あたり（単位 円）

対象者の区分 (利用者負担段階)		滞在費		食費
		多床室	個室	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0円	320円	300円
第2段階	・市町村民税世帯非課税で課 税年金合計額と合計所得金 額の合計が 80 万円以下の 方	430円	480円	600円
第3段階	・市町村民税世帯非課税であ って、第2段階該当者以外 の方	430円	880円	1000円 1300円

上記以外の方は、(1)の基本料金となります

(2) その他の料金

- ①理容代 1回2000円 (ご希望者のみ)
- ②その他 上記の他レクリエーション費用、行事費用等は自己負担となります。
- ③居室内における電化製品使用料  
テレビ・ラジカセ・携帯等充電器 1日100円  
上記電化製品と併用で冷蔵庫・扇風機・加湿器・電気毛布等  
1日100円追加となります。  
※ただしロングショートご利用者に限ります。
- ④介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合には、サービスの費用の全額が自己負担となります。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、利用日の前々日の午後5時30分以降のキャンセルにつきましては、入所初日分の食費をキャンセル料として請求させていただきます。

(4) 利用中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
  - ・入所当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
  - ・利用中に体調が悪くなった場合
  - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ※入所当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、あるいは利用中に体調が悪くなった場合に利用中止となることがありますが、当日の利用料金を頂く目安として、
- ・午前中に入所した場合は昼食を提供した
  - ・午後に入所した場合は夕食を提供した
- という事実をもとにさせていただきます。

## (5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の利用月の翌月 15 日前後に、請求書を発送致しますので、10 日以内にお支払い下さい。  
お支払い方法は、①銀行振込 ②郵便振込 ③郵便局口座引落しの 3 通りの中からお選び下さい。

## 5. サービスの利用方法

(1) 契約期間決定後、契約を締結します。契約した日から、サービスの提供を開始致します。

(2) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

①実際に短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分・要支援認定区分が自立と認定された場合

ただし、この場合の限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して（全額自己負担）再度契約することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払いを 1 ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内に支払われない場合、利用者やそのご家族などが当施設や当施設職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

## 6. 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

当施設は「お年寄りに健全で安らかな生活を送っていただく」「お年寄りに自由で快適な生活の場を提供する」ことを基本方針とし、お年寄りの外的な障害の援助技術のみならず、内面的な心の問題の両面から、生活の質の向上に努めます。

### (2) サービス利用にあたっての留意事項

#### ・面会

面会時間は、午前9時より午後7時の間です。

午後7時30分に玄関を施錠いたします。遅くとも午後7時頃までご来苑下さい。

面会時は受付の面会記録用紙にご記入願います。ホーム周辺の散歩などで利用者と共にフロアーを離れる際には、職員に声をおかけ下さい。

#### ・外出・外泊

外出・外泊につきましては、食事の都合上、前々日の17時30分までにお知らせ下さい。連絡が前日または当日になった場合は、キャンセル料として食費を請求いたします。

#### ・飲酒・喫煙

飲酒は、本人及び家族とホーム職員の話し合いにて決めさせていただきます。

喫煙の際は、喫煙場所をご利用下さい。煙草とライターは火災予防上職員にお預け下さい。

#### ・設備・器具の利用

当施設に備えられている設備、器具はご自由にご利用できます。

#### ・金銭・貴重品の管理

入所の際は、なるべく金銭や貴重品はお持ちにならないで下さい。お持ちになられた場合、原則として事務所にて管理させていただきます。利用者が管理され紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 防災マニュアルにより対応致します。
- ・ 防災設備 スプリンクラー設備、補助散水栓、消火器、119 番直通通報装置等を設置しています。
- ・ 防災訓練 年 3 回行います。
- ・ 防災責任者 吉田 道弘

## 9. サービス内容に関する苦情

当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 施設長 吉田 道弘

苦情受付担当者 次長 土肥 崇

第三者委員 苦情相談員 高橋 宏哲

代表 0438-30-9611 (木更津南清苑)

当施設以外にも、市町村（木更津市役所）の苦情・相談窓口でも受け付けています。

木更津市役所 高齢者福祉課 0438-23-2630

袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 0438-62-3219

君津市市役所 高齢者支援課 0439-56-1730

富津市役所 高齢者福祉課 0439-80-1262

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

## 10. 協力病院及び協力歯科

(協力病院)

医療法人社団志仁会 薬丸病院

木更津市富士見 2-7-1

院長 林 隆之

0438-25-0381

(協力歯科)

医療法人社団夢仁会中村歯科医院

袖ヶ浦市神納 1-7-5

院長 中村幸成

0438-62-4849

### 11. 第三者評価の実施の有無

令和 5 年 8 月現在実施無し

## 1 2. 法人の概要

名称 社会福祉法人 慈心会  
代表者役職氏名 理事長 藤盛 英之  
法人本部所在地 千葉市若葉区更科町 2593-2  
電話番号 043-239-0221

### 定款目的に定めた事業

#### 第1種社会福祉事業

- 1 特別養護老人ホーム更科ホームの設置経営
- 2 特別養護老人ホーム木更津南清苑の設置経営
- 3 特別養護老人ホーム木更津南清苑式号館の設置経営
- 4 軽費老人ホームケアハウス南清苑の設置経営
- 5 特別養護老人ホーム緑苑の設置経営

#### 第2種社会福祉事業

- 1 老人短期入所事業（更科ホーム）
- 2 老人短期入所事業（木更津南清苑）
- 3 老人デイサービス事業（木更津南清苑）
- 4 老人短期入所事業（緑苑）
- 5 小規模多機能型居宅介護支援事業(みどり)

#### 公益事業

- 1 居宅介護支援事業（さらしな）
- 2 居宅介護支援事業（木更津南清苑）
- 3 居宅介護支援事業（みどり）
- 4 介護予防支援事業
- 5 地域包括支援センター事業

令和 年 月 日

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

木更津市中尾623-1

ショートステイサービス 南清苑

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護、指定短期入所生活介護について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

特別養護老人ホーム 木更津南清苑式号館  
ショートステイサービス南清苑重要事項説明書  
介護予防ショートステイサービス南清苑重要事項説明書  
(令和7年11月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0438-30-9611  
担 当 相談室 松井 渚

2. ショートステイサービス南清苑、介護予防ショートステイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	ショートステイサービス南清苑 式号館
所在地	木更津市中尾 623-1
介護保険指定番号	1271102095 千葉県

(2) 当センターの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	社会福祉主事	1名		1名
生活相談員	社会福祉主事	2名以上		2名以上
栄養士	管理栄養士	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上		2名以上
事務職員		2名以上		2名以上
介護・看護職員		常 勤	非常勤	計
看護師	准看護師	5名以上	2名以上	7名以上
介護員	介護福祉士等	18名以上	14名以上	32名以上

3. サービス内容

- ①送迎 送迎を希望される利用者を実施致します。ただし、土・日、祭日、年末年始は行っておりませんのでご了承下さい。乗車の際の移動、移乗、その他必要な介助を行います。
- ②食事 管理栄養士によるバランスのとれた食事を提供致します。

食事の準備、後始末、食事介助、その他必要な介助を行います。

- ③入浴 週 2 回入浴していただけます。  
衣類着脱の介助、身体の清拭、洗髪、洗身、その他必要な介助を行います。
- ④身体介護 日常生活動作の程度により、排泄、移動・移乗の介助、その他必要な介助を行います。
- ⑤余暇活動 利用者の方々の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるように、レクリエーションや行事的活動、体操等のサービスを提供します。
- ⑥健康管理 毎日の検温、血圧測定を行います。
- ⑦生活相談 利用者またその家族に介護等に関する相談及び助言を行います。

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金

##### ①施設利用料

ユニット型併設型短期入所生活介護 I

ユニット型介護予防併設型短期入所生活介護 I

1日あたり (1単位：10.33円)

サービス費項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
生活介護費 I	529 単位	656 単位	683 単位	749 単位	822 単位	890 単位	957 単位
食費 (食材費、調理費)	1,700 円						
滞在費 (居住費)	2560 円						

サービス提供体制強化加算Ⅲ (6 単位/日)、夜勤職員配置加算Ⅱ (18 単位/日) 看護体制加算Ⅲ-1 (12 単位/日) を加算させていただきます。

送迎をご利用の場合、片道 184 単位を加算させていただきます。

処遇改善加算Ⅱ (13.6%) を加算させていただきます。

##### ②食費・滞在費

「負担限度額認定証」をお持ちの方に関しては、下記に記載された金額

の請求となります。

1日あたり (単位 円)

対象者の区分 (利用者負担段階)		滞在費	食費
		個室	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	880円	300円
第2段階	・市町村民税世帯非課税で課 税年金合計額と合計所得金 額の合計が 80 万円以下の 方	880円	600円
第3段階	・市町村民税世帯非課税であ って、第2段階該当者以外 の方	① 1370円 ② 1370円	① 1000円 ② 1300円

上記以外の方は、(1)の基本料金となります

#### (2) その他の料金

- ①理容代 1回2000円 (ご希望者のみ)
- ②その他 上記の他レクリエーション費用、行事費用等は自己負担となります。
- ③居室内における電化製品使用料  
テレビ・ラジカセ・携帯等充電器 1日100円  
上記電化製品と併用で冷蔵庫・扇風機・加湿器・電気毛布等  
1日100円追加となります。  
※ただしロングショートご利用者に限ります。

- ④介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合には、サービスの費用の全額が自己負担となります。

#### (3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、利用日の前々日の午後5時30分以降のキャンセルにつきましては、入所初日分の食費をキャンセル料として請求させていただきます。

#### (4) 利用中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合

- ・入所当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

※入所当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、あるいは利用中に体調が悪くなった場合に利用中止となることがありますが、当日の利用料金を頂く目安として、

- ・午前中に入所した場合は昼食を提供した
  - ・午後に入所した場合は夕食を提供した
- という事実をもとにさせていただきます。

#### (5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の利用月の翌月 15 日前後に、請求書を発送致しますので、10 日以内にお支払い下さい。

お支払い方法は、①銀行振込 ②郵便振込 ③郵便局口座引落しの 3 通りの中からお選び下さい。

### 5. サービスの利用方法

(1) 契約期間決定後、契約を締結します。契約した日から、サービスの提供を開始致します。

(2) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

①実際に短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分・要支援認定区分が自立と認定された場合

ただし、この場合の限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して（全額自己負担）再度契約することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払いを 1 ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内に支払われない場合、利用者やそのご家族などが当施設や当施設職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

## 6. 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

当施設は「お年寄りに健全で安らかな生活を送っていただく」「お年寄りに自由で快適な生活の場を提供する」ことを基本方針とし、お年寄りの外的な障害の援助技術のみならず、内面的な心の問題の両面から、生活の質の向上に努めます。

### (2) サービス利用にあたっての留意事項

#### ・面会

面会時間は、午前9時より午後7時の間です。

午後7時30分に玄関を施錠いたします。遅くとも午後7時頃までご来苑下さい。

面会時は受付の面会記録用紙にご記入願います。ホーム周辺の散歩などで利用者と共にフロアーを離れる際には、職員に声をおかけ下さい。

#### ・外出・外泊

外出・外泊につきましては、食事の都合上、前々日の17時30分までにお知らせ下さい。連絡が前日または当日になった場合は、キャンセル料として食費を請求いたします。

#### ・飲酒・喫煙

飲酒は、本人及び家族とホーム職員の話し合いにて決めさせていただきます。

喫煙の際は、喫煙場所をご利用下さい。煙草とライターは火災予防上職員にお預け下さい。

#### ・設備・器具の利用

当施設に備えられている設備、器具はご自由にご利用できます。

#### ・金銭・貴重品の管理

入所の際は、なるべく金銭や貴重品はお持ちにならないで下さい。お持ちになられた場合、原則として事務所にて管理させていただきます。利用者が管理され紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 防災マニュアルにより対応致します。
- ・ 防災設備 スプリンクラー設備、補助散水栓、消火器、119 番直通通報装置等を設置しています。
- ・ 防災訓練 年 3 回行います。
- ・ 防災責任者 吉田 道弘

## 9. サービス内容に関する苦情

当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 施設長 吉田 道弘

苦情受付担当者 次長 土肥 崇

第三者委員 苦情相談員 高橋 宏哲

代表 0438-30-9611 (木更津南清苑)

当施設以外にも、市町村（木更津市役所）の苦情・相談窓口でも受け付けています。

木更津市役所 高齢者福祉課 0438-23-2630

袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 0438-62-3219

君津市市役所 高齢者支援課 0439-56-1730

富津市役所 高齢者福祉課 0439-80-1262

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

## 10. 協力病院及び協力歯科

(協力病院)

医療法人社団志仁会 薬丸病院

木更津市富士見 2-7-1

院長 林 隆之

0438-25-0381

(協力歯科)

医療法人社団夢仁会中村歯科医院

袖ヶ浦市神納 1-7-5

院長 中村幸成

0438-62-4849

### 11. 第三者評価の実施の有無

令和 7 年 6 月現在実施無し

## 1 2. 法人の概要

名称 社会福祉法人 慈心会  
代表者役職氏名 理事長 藤盛 英之  
法人本部所在地 千葉市若葉区更科町 2593-2  
電話番号 043-239-0221

### 定款目的に定めた事業

#### 第1種社会福祉事業

- 1 特別養護老人ホーム更科ホームの設置経営
- 2 特別養護老人ホーム木更津南清苑の設置経営
- 3 特別養護老人ホーム木更津南清苑式号館の設置経営
- 4 軽費老人ホームケアハウス南清苑の設置経営
- 5 特別養護老人ホーム緑苑の設置経営

#### 第2種社会福祉事業

- 1 老人短期入所事業（更科ホーム）
- 2 老人短期入所事業（木更津南清苑）
- 3 老人デイサービス事業（木更津南清苑）
- 4 老人短期入所事業（緑苑）
- 5 小規模多機能型居宅介護支援事業(みどり)

#### 公益事業

- 1 居宅介護支援事業（さらしな）
- 2 居宅介護支援事業（木更津南清苑）
- 3 居宅介護支援事業（みどり）
- 4 介護予防支援事業
- 5 地域包括支援センター事業

令和 年 月 日

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

木更津市中尾623-1

ショートステイサービス 南清苑

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護、指定短期入所生活介護について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印